

令和6年度
事業計画書



社会福祉法人
妙高市社会福祉協議会

令和6年度妙高市社会福祉協議会事業計画

基本方針

急速な少子高齢化の進行や人口減少社会の到来による社会構造の変化に伴い、ひとり暮らしや高齢者世帯が増加するとともに、認知症や障がいなどにより、判断能力に不安を抱えるなど、日常生活の様々な場面で配慮や見守りが必要なかたが増えており、これまで以上に、多様な支援が必要となっています。

また、コロナ禍による長期間にわたる行動制限は、新たな孤立を生むとともに、人と人とのつながりや結び付きの希薄化を一層加速させました。しかし、その一方で、地域における絆やつながりがいかに大切であるかを改めて認識する契機ともなりました。

これらに加え、近年は、全国各地で大規模な自然災害が多発しており、本年元日に発生した能登半島地震では、県内においても甚大な被害に見舞われました。これら災害への備えはもとより、万が一の際には、災害ボランティアによる支援活動をはじめ、被災者に寄り添った支援体制の充実が重要となっています。

この様な状況を踏まえ、引き続き行政や関係機関をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア、自治会など一層の連携を図り、住民主体の互助・共助を基盤とした地域力がより効果的に発揮できるよう働きかけを行いながら、地域における支え合いや助け合いのネットワークづくりを進めていきます。

また、高齢者等の日常生活支援や災害時の被災者支援などにおいて、その担い手となる人材を確保するため、ボランティア団体の活動支援や新たなボランティアの発掘・養成、福祉教育の充実など、地域福祉を支える人づくりにも積極的に取り組むとともに、市総合防災訓練などの機会を通して、災害発生時に備えた初動体制の強化や被災者支援体制の充実に努めます。

さらには、高齢者や障がい者、生活困窮者など、日常生活で支援が必要な人たちに対し、それぞれの状況に応じ、人権や権利擁護に配慮した福祉サービスの提供や相談支援をはじめ、利用者や家族の立場に立った介護サービスの提供など、一人ひとりが尊重され、誰もが自立した生活を送れるよう多様な支援の充実に努めます。

令和6年度においても、役職員が一丸となり、社会情勢や福祉を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しつつ、複雑化する地域課題や福祉ニーズを的確に捉えながら各種事業を展開し、誰一人取り残さない持続可能な地域共生社会を目指します。

事業実施計画等

I 地域福祉事業

地域安心ネットワーク推進事業（補助）

一人暮らしや高齢者のみ世帯が安心して生活できるように、民生委員・児童委員や福祉協力員、地域関係者等と連携し、地域のつながりを生かした見守りを行います。

- ◆対象者：日常生活において見守りが必要な高齢者や障がい者
- ◆対象地区：市内全地域
- ◆事業内容：
 - ・民生委員・児童委員との情報交換による対象世帯の把握
 - ・情報交換で把握した世帯の訪問やあったかネットワークの新規立上
 - ・地域ささえ合いマップの作成、配布による委員活動の支援
 - ・世帯状況の変化によるあったかネットワークの修正
 - ・はがきや文書郵送によるゆるやかサポーター（退任委員）への情報提供と見守り強化
 - ・研修会開催による福祉協力員のスキルアップと活動支援
 - ・要援護者情報連絡票を通じた福祉介護課地域包括支援係との連携

民生委員児童委員活動支援事業（補助）

民生委員・児童委員の活動と、6地区法定単位民児協（略称：地区民児協）及び妙高市民生委員児童委員協議会（略称：市民児協）の運営を支援します。

- ◆対象：民生委員・児童委員及び主任児童委員（90名）
- ◆事業内容：
 - ・県民児協との窓口役や事務代行など市民児協の運営支援
 - ・6地区民児協の定例会議開催や計画・予算作成等運営支援
 - ・県や県民児協、市民児協主催の研修会の参加調整、準備
 - ・傾聴によるストレス緩和、疑問解消などの活動支援
 - ・福祉介護課地域包括支援係との連携や情報共有、広報活動

災害ボランティア事業（補助）

災害発生時の速やかな災害ボランティアセンターの設置・運営のために、平常時から関係機関と連携し、体制強化を図ります。

- ◆対象：災害協定締結機関、市民など
- ◆事業内容：
 - ・「災害時対応検討会」開催によるマニュアルの整備と情報の共有化
 - ・上越市社会福祉協議会との合同研修や講座開催による災害ボランティア支援登録者の確保とスキル向上
 - ・妙高青年会議所や妙高市民生委員児童委員協議会、妙高市役所退職者親睦会など関係機関との連携や情報共有
 - ・協定を締結した日光市社会福祉協議会や新潟県社会福祉協議会との連携、災害発生時の他市、他県に関する情報共有

生活支援ボランティア事業（補助）

在宅高齢者や障がい者などの日常生活を支援するため、ボランティアを派遣するなど市民によるささえあい活動を推進します。また、ボランティア活動に関する相談に応じ、個人にあった活動ができるよう支援を行います。

- ◆対象：在宅で生活している高齢者や障がい者 ・ボランティア相談：市民
- ◆利用料：1時間500円、30分250円（ゴミ出しは4回で500円）※ 相談は無料
- ◆事業内容：
 - ・ボランティアの派遣調整による利用者の生活支援と利用に関する相談支援
 - ・ボランティアの充足や事業拡充のための広報活動
 - ・行政機関や介護支援専門員、民生委員・児童委員などの関係者との連携や連絡調整
 - ・研修会開催によるボランティアの活動支援とスキルアップ
 - ・個人または団体のボランティア活動に関する相談支援

法人後見事業（補助）

法人として成年後見人や保佐人、補助人を受任し、認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力の不十分な方の権利を守るため、財産管理や身上監護等保護、支援を行います。

- ◆対象：妙高市内に在住及び住所を有し、紛争性がなく、身上監護と日常的な金銭管理が中心の方で、他に適切な後見人等が得られない方
- ◆事業内容：
 - ・運営委員会開催による後見人等の受任の審査、決定
 - ・預貯金などの財産管理、生活・医療・介護に関する契約などの身上監護、裁判所への報告業務の実施
 - ・行政機関（福祉介護課地域包括支援係、障がい福祉係）との連携や情報共有
 - ・新潟県社会福祉協議会や県内他市町村の社会福祉協議会との情報交換や研修会への参加
 - ・事業理解と利用促進のための広報活動

日常生活自立支援事業（補助・県社協委託）

認知症や知的障がい、精神障がい等により、一人では日常の生活に不安のある方が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用やそれに伴う日常的な金銭管理、書類や印鑑の預かりなどの支援を行います。

- ◆対象：認知症、知的障がい、精神障がいのある方で軽度の判断能力の低下がみられる方
- ◆利用料：1回1時間まで1,200円（1時間を超える場合、30分ごとに400円）と交通費実費（1km23円）
- ◆事業内容：
 - ・専門員による相談受付、支援計画作成、生活支援員への指導・支援
 - ・新潟県社会福祉協議会や介護支援専門員などとの連携や情報共有
 - ・研修会参加による専門員と生活支援員のスキルアップ
 - ・事業理解と利用促進のための広報活動

軽度日常生活自立支援サービス事業（補助）

日常生活自立支援事業の対象とならない認知症や知的障がい、精神障がいを有する方で、大切な書類などを自宅で保管することが不安な場合に、貸金庫で預かり保管します。

- ◆対象：日常生活自立支援事業に該当しない認知症、知的障がい、精神障がいのある方で、預かりサービスのみを利用したい方
- ◆利用料：月100円
- ◆事業内容：
 - ・貸金庫での重要書類（年金証書、預貯金通帳、契約書類、保険証書、実印・銀行印など）の預かり、管理、利用者への報告
 - ・関係機関との連絡調整や利用促進のための広報活動

福祉団体活動助成事業（補助）

福祉団体の活動や運営を支援するとともに、遺族会と連携し、戦没者追悼法要を実施します。

- ◆団体名：遺族会、身体障がい者福祉協会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会、かいご者友の会の5団体
- ◆事業内容：
 - ・各種団体の活動や運営支援、機材の貸し出し、文書や会費の代行受理、関係機関との連絡調整
 - ・遺族会事務局業務代行による運営支援
 - ・遺族会と連携し戦没者追悼法要の実施、平和の語り部養成講座等の開催支援

福祉総合相談支援事業（補助）

法律に関する相談や生活上の困りごと、介護の悩みなどの相談に応じます。

1. 無料弁護士相談

- ◆相談日：毎月1回（金曜日） 13時～17時（1人30分） ※要予約
- ◆定員：8名
- ◆相談料：無料
- ◆事業内容：
 - ・行政機関（市民税務課市民窓口係）や新潟県弁護士会との連携や連絡調整
 - ・社協だよりやホームページを活用した事業の周知

2. 介護相談

- ◆相談日：月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
- ◆相談料：無料
- ◆事業内容：
 - ・福祉制度や福祉サービスの紹介、相談対応
 - ・行政機関（福祉介護課地域包括支援係）など関係機関との連携支援

介護予防・生活支援サービス事業通所型サービス運営業務 筋力向上型・筋力維持型サービス（委託）

介護予防プログラムの実施や自主トレーニングの場を提供することにより、筋力の維持向上と社会的孤立の解消を図るとともに、自立支援の促進と介護の重度化を防止します。

1. 妙高地区 【会場：妙高保健センター2階】

(1) 通所サービス

- ◆対象：要支援認定者や事業対象者（基本チェックリスト該当者）
- ◆定員数：1回21名
- ◆事業内容：
 - ・支援計画に基づいた介護予防プログラム（運動機能向上、口腔機能向上、認知症予防、生活機能向上）や趣味活動などの実施
 - ・サービス担当者会議の出席や利用状況報告等による介護支援専門員との連携
 - ・運動開始時の利用者の問診や体力に応じたマシンの負荷量の設定
 - ・体力測定の実施、チェックリスト、アンケート、ケアプランの作成と評価
- ◆運営日：週3回（月・水・金曜日） *年末年始・祭日を除く
- ◆利用時間：午前9時30分～12時
- ◆職員配置：介護職員有資格者、リハビリ専門職、看護師、介護予防サポーター、運転員

(2) 自主トレーニング

- ◆対象：足腰に不安のある高齢者で、市役所に登録済みの方
- ◆事業内容：マシンの利用による筋力トレーニング
- ◆運営日：週3回（月・水・金曜日） *年末年始・祭日を除く
- ◆運営時間：午前9時30分～12時 金曜日は13時30分～15時も可能
- ◆職員配置：介護職員有資格者、看護師

2. 妙高高原地区 【会場：妙高高原メッセ】

(1) 通所サービス

- ◆対象：要支援認定者や事業対象者（基本チェックリスト該当者）
- ◆定員数：1回8名
- ◆事業内容：
 - ・支援計画に基づいた介護予防プログラム（運動機能向上、口腔機能向上、認知症予防、生活機能向上）の実施
 - ・サービス担当者会議の出席や利用状況報告等による介護支援専門員との連携
 - ・運動開始時の利用者の問診と、利用者の体力に応じたマシンの負荷量の設定
 - ・体力測定の実施と評価
- ◆運営日：週4回（火・水・木・金曜日） *年末年始・祭日を除く
- ◆利用時間：午前9時30分～11時、午後1時30分～午後3時
- ◆職員配置：健康運動指導士、介護職員有資格者、看護師、運転員

(2) 自主トレーニング

- ◆対象：足腰に不安のある高齢者で、市役所に登録済みの方
- ◆事業内容：マシンの利用による筋力トレーニング
- ◆運営日：週1回（月曜日） *年末年始・祭日を除く
- ◆利用時間：午前9時30分～12時、午後1時30分～午後3時
- ◆職員配置：健康運動指導員、看護師

手話奉仕員、要約筆記奉仕員派遣事業（委託）

手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣し、聴覚、言語音声機能などの障がいのある方に対し、コミュニケーションの支援を行います。

- ◆対象：聴覚及び言語、音声機能などに障がいのある方
- ◆利用料：無料
- ◆事業内容：
 - ・利用者のニーズに応じた派遣調整と奉仕員の活動のサポート
 - ・関係機関（福祉介護課障がい福祉係、県聴覚障害者協会）や、ろう協会、学校などとの連携や連絡調整

要援護世帯冬期在宅支援事業（委託）

要援護者の除雪に対する不安を解消するため、屋根雪除雪や雪踏みに関する相談、業者の手配を行うことで在宅生活を支援します。

- ◆対象：高齢者、障がい者、母子などの世帯で、自力で除雪が困難な要援護世帯
- ◆事業内容：
 - ・要援護世帯の屋根雪の確認や除雪業者の調整手配
 - ・除雪後の費用の支払いや提出書類に関する相談支援
 - ・除雪業者の紹介など除雪に関する相談支援（相談支援世帯）
 - ・福祉介護課高齢福祉係や民生委員・児童委員、除雪業者などの関係機関との連携や連絡調整

高齢者世話付き住宅生活援助員派遣事業（委託）

生活援助員による生活指導や相談、安否確認などを行うことで、シルバーハウジング（市営朝日町住宅）に入居している高齢者が、安心して生活できるよう支援します。

- ◆対象：シルバーハウジング（市営朝日町住宅）2階から4階の入居者
- ◆事業内容：
 - ・生活援助員による生活指導、相談支援、安否確認、緊急時対応
 - ・行政機関（建設課建築住宅係、福祉介護課高齢福祉係）への報告と連携

生活福祉資金相談事業（県社協委託）

資金に関する相談支援と貸付を行うことで、低所得者や高齢者、障がい者世帯の経済的自立や生活意欲の助長、社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援します。

- ◆対象：低所得者、高齢者、障がい者世帯など
- ◆主な資金種類：緊急小口資金、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金など
- ◆事業内容：
 - ・専属相談員による貸付相談及び返済指導
 - ・新型コロナウイルス感染症の特例貸付者への返済支援
 - ・新潟県社会福祉協議会や民生委員・児童委員、市生活困窮者自立支援事業相談支援員など関係機関との連携
 - ・研修会参加による相談員のスキルアップ

地域の茶の間助成事業（共同募金）

地域の拠点づくりを推進するため、住民自らが企画運営する地域の茶の間やサロン活動の運営費の一部を助成します。

- ◆対象：年4回以上実施している町内会など
- ◆助成額：1回1,000円×年間の開催回数（上限額は12,000円）
- ◆事業内容：
 - ・地域の茶の間やサロン活動の運営にかかわる助成金の交付
 - ・事業利用促進のための広報周知

お楽しみランチ事業（共同募金）

ボランティアの手作り弁当を届けることで、高齢者に食の楽しみを感じてもらうとともに、見守りや声かけ、安否確認を行います。

- ◆対象：概ね70歳以上の高齢者世帯
- ◆開催：月2回（新井地区・妙高高原地区・妙高地区各1カ所 合計3カ所）
- ◆利用料：1食400円
- ◆事業内容：
 - ・手作り弁当の配達を通じた見守り活動
 - ・ボランティアの活動支援や連絡調整
 - ・ボランティアの活動紹介や事業の広報周知

福祉機材貸出・おむつ給付事業（共同募金）

介護負担の軽減や福祉教育の推進を図るため、介護用具や機材の貸出、給付などを行います。

- ◆対象：機材や物品の使用が必要な高齢者及び障がい者、地域関係者や学校関係者等
- ◆利用料：無料
- ◆貸出期間：車いすは最長3ヵ月、その他物品は最長1週間
- ◆貸出物品：車いす、高齢者疑似体験セット、アイマスク、屋外用テント、プロジェクター、スクリーン、おむつ（給付）
- ◆事業内容：
 - ・利用に関する相談支援
 - ・利用者のニーズに応じた介護用具や機材の貸出、おむつの給付
 - ・安全に使用するための点検・管理・整備

福祉教育事業（共同募金）

地域福祉に関するボランティア活動や研修会などを通して、子どもの豊かな成長と地域福祉の推進を図ります。

- ◆対象：新井高校社会科クラブ、地域関係者など
- ◆事業内容：
 - ・福祉協力員としての活動や各種団体の行事、イベントへの参加などを通じた実践力の育成
 - ・研修や視察などを通じた地域福祉課題への気づきと学びの支援

福祉教育実施校助成事業（共同募金）

福祉にかかわる学習や活動を幅広く支援し、児童生徒の福祉への理解や関心が深まるよう、市内小中学校、総合支援学校に対して助成を行います。

- ◆対象：学校募金に取り組む市内小中学校・総合支援学校
- ◆助成額：10,000円から30,000円を範囲とし、小学校は1クラス2,000円、中学校は1クラス4,000円に、クラス数を乗じた額
- ◆事業内容：
 - ・福祉にかかわる学習や活動に対する助成金交付
 - ・事業利用促進のための広報周知



妙高あったかネットワーク事業（共同募金）

あったかネットワーク関係者や新井中学校と連携した歳末訪問を行うことで、冬期間の見守り強化を図ります。

- ◆対象：あったかネットワーク関係者
- ◆事業内容：
 - ・新井中学校や民生委員・児童委員との連携や情報共有
 - ・12月の福祉協力員の訪問に合わせた社協カレンダーの配布

広報活動（共同募金）

社会福祉協議会の活動や福祉サービスなどについて市民に広く周知するため、広報活動を強化します。

- ◆対象：市民
- ◆事業内容：
 - ・社協だよりの発行（年4回）と、ホームページによる周知
 - ・ポスターを作成し、公共施設や学校、地域の公民館などに掲示
 - ・地域の集まりなどに出向き、社会福祉協議会の活動や事業等の説明

共同募金活動

新潟県共同募金会妙高市共同募金委員会事務局として、社会福祉協議会役員とともに、共同募金運動の推進に努めます。

- ◆事業内容：
 - ・県共同募金会など関係機関と連携した募金活動の実施
 - ・ダイレクトメールや直接訪問による法人企業への働きかけ
 - ・運営委員会や助成審査委員会の開催及び県共同募金会へ各種申請・報告業務
 - ・活動理解と促進のための使途や目的などの広報周知

II 介護保険事業

居宅介護支援事業

1. 運営方針

介護を必要としている方（以下利用者）が、自宅で自立した生活を過ごすことが出来るよう、その方に合ったサービス計画を作成し、利用者並びに家族が安心した生活が送れるように支援します。

2. 事業目標

利用者自身が「できること」に注目し、自立支援にむけたサービス計画を作成します。
また、利用者がサービスの種類や事業所を選ぶにあたっては、常に公正中立な立場に立ち支援します。

3. 事業内容

- (1) サービス計画を作成するに当たり、利用者の状況に応じて利用者の選択に基づき保険サービスの調整だけにとどまらず、社会資源の活用、他の制度の活用を調整していけるよう努めます。
- (2) 職員間及びサービス提供事業所との情報交換や意見交換を行うなど連携や調整を図り、利用者及び家族にとって適切なサービス提供がされるよう、継続的に支援していきます。
- (3) 主任介護支援専門員を中心とした定期的な会議・研修を持ち事業所の質の向上を図ります。
- (4) 利用者の入退院や入退所に対して、医療や施設との適切な連携を図り包括的な支援に努めます。
- (5) 事業継続計画の策定を作成し、訓練と評価を行います。

4. 職員体制

職 種	令和6年4月職員配置
管理者兼主任介護支援専門員	1名
常勤介護支援専門員	1名
合計	2名

5. 計画作成数（月当たり）

サービス計画作成目標数：介護 65 件以上／月 予防 15 件／月

6. 営業日・営業時間

営業日：月曜日～金曜日（祝祭日、休日、年末年始を除く）

営業時間：8時30分～17時30分

7. 会議

定例会議：1回以上／月（ケース検討会議含む）1時間程度

8. 会議、研修会の開催、参加（職場内・外）

職員の研鑽を積むために研修会を開催します。また有意義な研修会には積極的に参加します。

（1） 内部会議、研修会の開催

- ・ 業務継続計画見直しのための研修 1回／年
- ・ 個人情報保護に関する研修会 1回／年
- ・ 認知症に関する研修会 2回／年
- ・ 介護サービス計画立案に関する研修会 1回／年
- ・ 感染症研修 2回／年
- ・ 法令遵守 1回／年
- ・ リスクマネジメント 1回／年
- ・ 虐待に防止に関する研修会 1回／年
- ・ 身体拘束等の適正化検討委員会 4回／年
- ・ 3事業での「介護者教室の開催」 1回／年

（2） 外部研修会への参加

- ・ 介護ネットワーク（ケアマネ広場）参加 2回／年
- ・ 市主催のケアフォーラム参加 2回／年
- ・ その他市主催の研修・上越地域介護支援事業推進協議会の研修に参加

訪問介護事業

1. 運営方針

サービスを利用される方の心身の状況だけでなく、それぞれの環境に応じた適切なサービスの提供を心がけ、利用者が住み慣れた居宅で出来る限り自立した安全な生活を送れるように努めます。

また、居宅サービス計画に沿いながら、利用者に対して生活機能の維持及び改善に着目したサービスの提供に努めます。

2. 事業内容

介護を必要とする高齢者、または心身に障がいを抱えている方々に、訪問介護員を派遣し身体介護や生活援助など、その方に必要なサービスを提供します。

(1) 指定訪問介護事業

要介護度1から5の認定を受けている方へのサービス提供

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援の認定を受けている方、事業対象者と判断された方へのサービス提供

・基準型訪問サービス…身体介護・生活援助のサービス

・緩和型訪問サービス…調理、掃除、買い物等の生活支援サービス

(3) 指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業(障がい福祉サービス)

心身に障がいを抱えている方へのサービス提供

3. 事業目標

(1) サービスの質と職員の資質の向上を図るとともに、収支の改善を図ります。

(2) パート職員の採用により職員体制を整備し、新たな利用者確保に努めます。

(3) サービスの質の向上を図るとともに、特定事業所加算Ⅱを継続して算定できる体制づくりを行います。

(4) 介護職員等処遇改善加算を算定し、介護職員の資質向上と処遇改善を図ります。

(5) 苦情、要望、意見、相談等を利用者及びその家族から申し出やすい環境を整備し、アンケート調査の結果を分析し、サービスの質の向上に繋がります。

(6) 計画的に研修会の開催や外部の研修会やオンライン研修会に参加し、職員の資質向上を図ります。

(7) 資格取得を支援し、職員のスキルアップを図ります。

(8) 法令遵守責任者のもと法令遵守体制の分析・評価（サービスの実施内容・報酬の請求等のチェック、確認）を管理者が行います。

(9) 事故報告、ヒヤリ・ハット報告の徹底及び検証により、利用者に対し安全で快適なサービスが提供できるように、職員の資質向上に努めます。

(10) 事業所内での情報の共有を図り、均一なサービス提供とリスク回避に努めます。

(11) 感染症や食中毒発生防止のため、衛生管理に努めます。

4. 職員体制

職 種	配置基準	令和6年4月職員配置	職員数
管理者	1名	1名（兼務）	・ 正規職員 2名 ・ 臨時職員 1名 ・ 介護パート 3名 計 6名
主任訪問介護員	—	1名（兼務）	
サービス提供責任者	各1名以上	2名（兼務）	
訪問介護員	各1名以上	6名	

5. 営業日、営業時間

営業日：年中無休

営業時間：8時～18時

6. 利用料金等

(1) 指定訪問介護事業

厚生労働大臣が定めた告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合はその一割の額とします。（一定所得以上の場合は二割又は三割）

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

市が定める額とし、法定代理受領サービスの場合は、その一割の額とします。（一定所得以上の場合は二割又は三割）

(3) 指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業

厚生労働大臣が定めた告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合はその一割の額（一定所得以上の場合は二割又は三割）で、市が定める負担上限額の範囲内の額とします。

7. サービス提供計画（訪問介護、日常生活支援総合事業、居宅介護の合計）

	令和6年度 計画		令和5年度 見込	
	回数	時間	回数	時間
年間計	5,520回	5,000時間	5,140回	4,700時間
月平均	460回	416時間	428回	391時間

8. 会議、研修会の開催、参加

職員の資質向上を図るため、計画的に研修会を開催します。また、県や市及び関係団体等が開催する研修に積極的に参加します。

- ・職員研修会、ケース検討会議・・・ 1回／月
- ・リスク対策会議（苦情、事故、ヒヤリハット等）・・・ 随時開催
- ・モニタリング会議（訪問介護計画変更時、認定更新時など）・・・ 随時開催
- ・介護者教室・・・ 1回／年 3事業合同主催

通所介護事業（デイサービスセンター朝日）

1. 運営方針

通所介護を利用される方々の心身の特性を踏まえて、その人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要なサービスの提供を行います。

2. 事業内容

家庭から通いながら、自立して安定した生活が送れるように送迎、健康チェック、入浴、排泄、食事（給食）、レクリエーションや個別機能訓練などのサービスを提供します。また、利用者の能力に応じ必要な介助を行います。

- (1) 指定通所介護事業…要介護度1から5の認定者へのサービス提供
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業… 要支援の認定者、事業対象者へのサービス提供
 - ・ 基準型通所サービス…介護予防を目的した利用者への必要なサービスの提供
 - ・ 緩和型通所サービス…自立支援を目的とし、人員基準等を緩和したサービスの提供

3. 事業目標

一人ひとりの思いや人格を尊重し、今できることが継続して行えるよう心身面からサポートし、多様なニーズに応じて利用者・家族から選ばれる施設づくりを目指します。

- (1) 利用者の心身機能や活動の維持向上、社会参加の促進に加え、認知症高齢者・重度者へ必要な対応が行えるよう、サービス内容、提供体制を整え、利用者やご家族の希望に沿ったサービスを提供します。
- (2) 新たに個別機能訓練加算を算定し、利用者がいきいきと過ごせるよう支援します。
- (3) 介護職員等処遇改善加算を算定し、介護職員の資質向上と処遇改善を図ります。また、新たに介護ソフトを導入し業務の効率化を図り、働きやすい環境を整えます。
- (4) 広報誌やインターネットの活用等により居宅介護支援事業所などの関係機関および地域に向けた情報発信を行います。
- (5) 介護サービス事業として法令等を遵守し、適正なサービス提供を行うとともに、法令遵守責任者のもと法令遵守体制の分析・評価（サービスの実施内容、報酬の請求等のチェック等）を主任及び管理者が実施します。
- (6) 研修会の開催または参加により、スタッフの介護技術や知識の向上を図ります。
- (7) 事故報告、ヒヤリ・ハット報告の徹底及び検証により、施設内外の事故発生防止に努め、利用者に対し安全で快適なサービスを提供します。
- (8) 施設内の安全衛生管理を徹底し、感染症の集団発生を予防します。
- (9) 苦情、要望、意見、相談等を利用者及びその家族から申し出やすい環境を整備します。
- (10) 老朽化した設備、備品等について、助成金等を活用しながら計画的に入替えを行います。
- (11) ボランティアによる慰問、ご家族や地域の方々に施設行事への参加を呼びかけ、利用者と共に活動することを通じて地域交流、デイサービスへの理解を図ります。

4. 施設概要

名 称 : デイサービスセンター朝日
住 所 : 妙高市朝日町1-9-14 (市営朝日町住宅1F部分)
延床面積 : 732.62㎡
開 設 : 平成17年2月22日
定 員 : 30名

5. 職員体制

職 種	職員配置基準	令和6年4月職員配置	職員数
所長(管理者)	1名	1名(生活相談員兼務)	・正規職員 7名 ・臨時職員 2名 ・介護パート 9名 ・看護パート 3名 ・事務パート 1名 ・運転パート 3名 計 26名
生活相談員	1名以上	5名(5名兼務)	
看護職員	1名以上(兼務可)	5名(5名兼務)	
介護職員	4名以上	19名(7名兼務)	
機能訓練指導員	1名(兼務可)	5名(看護職員と兼務)	
事務員	—	2名(1名兼務)	
運転員	—	3名	

6. 営業日、営業時間

営 業 日 : 通年営業(メンテナンス休業あり)
営 業 時 間 : 8時30分～17時30分
サービス提供時間 : 9時30分～16時30分

7. 利用料金等

利 用 料	指定通所介護事業	厚生労働大臣が定めた告示上の額の一割 (一定所得以上の場合は二割または三割)	
	介護予防・日常生活支援 総合事業	市が定めた額の一割 (一定所得以上の場合は二割または三割)	
その他の負担金	昼食費(1食)	通常	660円
		生活保護受給者、利用者 負担軽減対象者	330円(食材費)
	おやつ代(1食)	90円	
	おむつ代	実費	

8. 利用計画

	営業日	最大定員数	延べ利用者数	利用率
令和6年度計画	364日	10,920人	8,954人	82.0%
令和5年度見込	365日	10,950人	8,387人	76.6%

9. 付加サービス

利用者の健康維持や利便性を高めるサービスを提供し、利用者の増加を図ります。

- (1) 機能訓練・リハビリ講習…新潟労災病院の理学療法士より利用者への実践を行いながら、集団の機能訓練や個別の機能訓練・リハビリの指導・助言をいただき、スタッフへの講習を行います。
- (2) 栄養講習…給食業務委託事業者の管理栄養士により、利用者に役立つ食事や栄養についての講習を行います。
- (3) 理美容サービス…理美容店に行くことが難しい利用者へ理美容サービスを提供します。

10. 会議・研修会

(1) 会議の開催

- ・ 主任会議・・・・・・・・・・ 1回/月
- ・ 職員会議・・・・・・・・・・ 1回/月
- ・ ケース検討会議・・・・・・ 1～3回/月
- ・ パート職員会議・・・・・・ 随時開催

(2) 各委員会の開催

- ・ マニュアル・リスクマネジメント委員会
- ・ 安全衛生委員会
- ・ レクリエーション委員会
- ・ 虐待防止委員会
- ・ 機能訓練委員会
- ・ 給食委員会
- ・ 防災委員会（防災訓練の実施）

(3) 研修会の開催、参加

職員の資質向上を図るためオンライン等を活用し、感染予防対策を図りながら研修会を開催します。サービスに関する最新の技術・知識を習得するため、必要と思われる研修会等に積極的に参加します。

- ・ 職員全体研修会・・・・・・ 2回/年
- ・ 介護技術研修会・・・・・・ 1回/年
- ・ BCP研修会・・・・・・ 1回/年
- ・ 感染症予防研修会・・・・・・ 2回/年
- ・ 防災訓練の実施・・・・・・ 2回/年
- ・ BCP訓練・・・・・・ 1回/年
- ・ その他 必要な研修の実施および外部研修等への参加

11. 年間行事計画

- ① 感染予防対策を行いながら、季節の行事やドライブ・買物ツアーを実施し、利用者の充実感を満たし生活の質の向上を図ります。
- ② 利用者が主体的に楽しみながら機能訓練や作業訓練を行うために、自身の趣味や特技を取り入れながら行事等を実施します。
- ③ 利用者自身が健康づくりのために必要な栄養管理について理解を深められるよう給食業務委託事業者より栄養士を講師に招き、栄養講習会を行います。
- ④ 利用者が食べたいメニューに投票することで、好みを反映させた食事の提供を行います。
- ⑤ 調理レクを再開し、目で見て、味わって、楽しめる食事の提供を行います。
- ⑥ 慰問やボランティアの受け入れを通じ地域の方との交流機会を設けていきます。
- ⑦ 利用者がデイサービスでどのように過ごしているかご家族様に情報発信できるように、広報誌やホームページの活用、介護者教室の開催や施設見学を行います。

〈令和6年度 主な行事計画〉

月	外出・季節行事など	その他行事	慰問ボランティア	行事食・おやつ
4月	さくらドライブ さくら風呂 端午の節句 写真たて作り	壁飾り作り カレンダー作り	慰問ボランティア は5月～11月、 2月～3月で予定	お花見御前 麺の日 コンセプトメニュー どれがお好き?メニュー(投票)
5月	菖蒲湯 端午の節句撮影会 機能訓練講習会	壁飾り作り		風祭メニュー 端午の節句メニュー ヨモギ餅、麺の日 おやつレクリエーション
6月	買物ツアー 七夕飾り作り 栄養講習会	壁飾り作り カレンダー作り かわり湯		梅雨メニュー、麺の日 コンセプトメニュー どれがお好き?メニュー(投票)
7月	七夕飾りつけ 朝日大運動会 機能訓練講習会	壁飾り作り クール風呂		七夕メニュー、麺の日 土用丑の日メニュー スポーツの日メニュー おやつレクリエーション
8月	朝日祭り 納涼会・怪談話	壁飾り作り 爽やか風呂		朝日祭りメニュー 麺の日 どれがお好き?メニュー(投票)
9月	敬老会 機能訓練講習会	壁飾り作り 変わり湯		敬老の日メニュー 麺の日、おはぎ 職員一押しメニュー(投票)
10月	紅葉ドライブ ハロウィン写真たて作り &撮影会	壁飾り作り ヒノキ風呂		スポーツの日メニュー 麺の日、ハロウィンおやつ どれがお好き?メニュー(投票)
11月	おたや参拝 りんご風呂 機能訓練講習会	壁飾り作り 紙相撲作り・大会		おたや屋台おやつ 味ごよみ～今日は何の日～ 職員一押しメニュー(投票)
12月	ゆず湯 クリスマスイベント 大晦日イベント	壁飾り作り カレンダー作り		麺の日、冬至メニュー クリスマスメニュー 年越しメニュー どれがお好き?メニュー(投票)
1月	お正月ゲーム お正月お楽しみ会	壁飾り作り 変わり湯 紙相撲作り・大会		おせち盛合わせ 七草粥、おしるこ 職員一押しメニュー(投票)
2月	節分イベント 開所記念日 ひなまつり写真たて作り	壁飾り作り 変わり湯		節分メニュー&おやつ バレンタインデザート 開所記念日メニュー どれがお好き?メニュー(投票)
3月	お雛さま撮影会	壁飾り作り 変わり湯 紙相撲作り・大会		ひな祭りメニュー&おやつ お彼岸メニュー&ぼたもち

Ⅲ 公益事業

施設管理運営事業

妙高市まちなか交流プラザの指定管理を受託し、施設利用者が快適で安全に利用できるよう、施設の適正な管理運営に努めます。

また、福祉・ボランティアの拠点として、また立地条件を活かした街中ならではの賑わいづくりに努めることで、施設内外を問わず市民が親しみを持ち、交流できるような運営に努めます。

◆開館日：月曜日から金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）

◆開館時間：8時30分～17時30分

令和6年 3月26日 提 出

令和6年 3月26日 承 認

社会福祉法人
妙高市社会福祉協議会
会 長 三浦 了好